

岩手県告示第 210 号

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 29 条第 1 項の規定により、法第 3 条第 1 項の許可を次のとおり取り消した。

平成 19 年 3 月 13 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成 19 年 2 月 5 日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 丸里建設株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 胆沢郡金ヶ崎町西根鍛冶下 13 番地 7
 - ウ 代表者の氏名 佐藤博芳
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（特－14）第 574 号
 - (3) 処分の内容 管工事業に関する特定建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成 19 年 2 月 2 日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成 19 年 2 月 7 日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 大正建設工業有限公司
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市青山三丁目 6 番 6 号
 - ウ 代表者の氏名 佐々木誠子
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－14）第 837 号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成 19 年 2 月 5 日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成 19 年 1 月 30 日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社三浦建設
 - イ 主たる営業所の所在地 一関市花泉町金沢字北金里 3 番地
 - ウ 代表者の氏名 三浦英樹
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－14）第 1207 号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、ほ装工事業、造園工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成 19 年 1 月 30 日付けで土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、ほ装工事業、造園工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成 19 年 2 月 7 日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 池田建設株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市流通センター北一丁目 8 番 1 号
 - ウ 代表者の氏名 池田弘
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－18）第 7882 号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業

に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成19年2月6日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 平成19年1月31日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社奈須川工業

イ 主たる営業所の所在地 奥州市前沢区下小路38番地1

ウ 代表者の氏名 奈須川久

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-13)第8060号

(3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成19年1月30日付けで土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

6(1) 処分をした年月日 平成19年2月6日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社フジホーム工業

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市三ツ割五丁目6番11号

ウ 代表者の氏名 佐藤明義

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-17)第8375号

(3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成19年2月5日付けで土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

7(1) 処分をした年月日 平成19年2月26日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社北翔建設

イ 主たる営業所の所在地 北上市堤ヶ丘一丁目9番40号

ウ 代表者の氏名 高橋満春

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-17)第8550号

(3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、電気工事業及び鋼構造物工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成19年2月22日付けで土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、電気工事業及び鋼構造物工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

8(1) 処分をした年月日 平成19年2月20日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社御所建設

イ 主たる営業所の所在地 岩手郡雫石町西安庭第14地割50番地21

ウ 代表者の氏名 佐々木直美

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-17)第9279号

(3) 処分の内容 造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成19年2月19日付けで造園工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

9(1) 処分をした年月日 平成19年2月1日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 瀧電設有限公司

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市上米内字赤坂34番地316

ウ 代表者の氏名 大瀧禎二郎

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-15)第9936号

(3) 処分の内容 電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成19年2月1日付けで電気工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

10(1) 処分をした年月日 平成19年2月5日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社アタカ

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市永井9地割158番地3

ウ 代表者の氏名 高橋定子

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-15)第10008号

(3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成19年2月2日付けで土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

11(1) 処分をした年月日 平成19年2月14日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社ケーテック

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市上ノ橋町4番26号

ウ 代表者の氏名 駒嶺隆幸

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-17)第20422号

(3) 処分の内容 鋼構造物工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成19年2月14日付けで鋼構造物工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

12(1) 処分をした年月日 平成19年2月5日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社ステップ

イ 主たる営業所の所在地 宮古市大字崎山第4地割163番地

ウ 代表者の氏名 角田優貴子

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-15)第120042号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業及びしゅんせつ工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成19年2月2日付けで土木工事業、とび・土工工事業及びしゅんせつ工事業を廃止した旨の

届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。